

1群単位取得のための看護研修会申請・アルゴリズム

【1群申請できる研修かどうか】

認定基準1～3すべてを満たしているか？

認定基準1: 看護に関する内容を主とするもの^{注1)}
 認定基準2: 参加が一般に公開されているもの
 認定基準3: 特定の薬剤や機器などの宣伝につながるものではないもの

NO

YES

YES

NO

研修会の代表者は看護職か？

看護に関する内容を主とする^{注1)} 研修時間が
実質研修時間^{注2)}の3割以上か？

看護に関する内容を主とする^{注1)} 研修時間が
実質研修時間^{注2)}の5割以上か？

YES

NO

YES

NO

<実質研修時間全体を認定可>
実質研修時間^{注2)}が90分以上あるか？

<看護に関する内容を主とする¹⁾研修時間のみ認定可>
看護に関する内容を主とする¹⁾研修時間が90分以上あるか？

YES

NO

YES

NO

<1群申請認定対象>

<1群申請認定対象外>

注1)「看護に関する内容を主とするものは①看護職による講演や発表。但し、サテライト方式の場合には、サテライト会場でも本会場との質疑応答ができること、機器故障時の対応者が配置されていることを条件とする。②複数の看護職が発表者やファシリテーターなどの役割を果たしているグループワーク、事例検討会、ワークショップ、ロールプレイ、演習が含まれる。但し、事例検討会や患者参加のグループワークなどの場合には、参加を通して看護としての学びを得られるよう看護職による講評あるいはまとめを行うこと。糖尿病に関連するかどうかは問わない。
 注2) 認定基準2, 3を満たし、挨拶・休憩の時間をのぞいた研修時間を実質研修時間とする。

【主催者申請か共催申請か】

団体が主催する研修会か？団体が主催する場合、共催基準1～7すべてを満たしているか？

共催基準1: 団体の代表者が日本糖尿病教育・看護学会正会員であり、看護職である
 共催基準2: 会則または規約があり、会の目的に看護職の知識・技術の向上に資する内容が含まれる
 共催基準3: 役員名簿がある
 共催基準4: 年会費または参加費を徴収している
 共催基準5: 収支報告がある
 共催基準6: 年1回以上、研修会などの行事を開催している
 共催基準7: 企業が共催する場合、その企業は日本糖尿病教育・看護学会の賛助会員である。

NO

YES

主催者申請可
その場合の単位換算

- ・1.5時間以上3.0時間未満: 0.5単位
- ・3.0時間以上6.0時間未満: 1単位
- ・6.0時間以上: 2単位

共催申請可
その場合の単位換算

- ・1.5時間以上3.0時間未満: 1単位
- ・3.0時間以上4.5時間未満: 2単位
- ・4.5時間以上6時間未満: 3単位
- ・6.0時間以上: 4単位